

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

宮崎厚生年金 事案430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月16日から50年1月16日まで

私は、昭和43年3月23日から現在までの期間において、継続してA社及び同社の関連会社に勤務しているが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社のグループ企業における所属履歴が確認できる労働者名簿、在籍証明書及び健康保険組合の組合員加入記録から判断すると、申立人が、昭和43年3月23日から現在までの期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和50年1月16日にA社本社からA社関連会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、誤った

日付で届出を行ったことを認めており、同社が保管する同社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及びA社関連会社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人は、昭和49年12月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、50年1月16日に同資格を取得した旨届出が行われていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る49年12月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月20日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から20年8月20日まで

私は、昭和19年4月にA社に、B県出身者の数十人と同時に採用され、同社の業務に従事していた。

昭和20年8月15日に終戦した後、B県出身者全員と一緒に郷里に帰されることになったが、すぐには汽車に乗れず、同年8月末ごろにやっと貨物車で帰郷することができた。

自宅近くまで一緒に帰省した同僚は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に入社した時、同社の女子寮玄関前で撮影されたとする集合写真、及び申立人と同地区の出身であったとする複数の同僚が、「A社において、申立人と同じ業務に従事していたが、終戦で全員退職となり、申立人とB県のC駅から私の自宅近くまで一緒に歩いて帰った。」、「申立人と同じ業務に従事していたが、終戦になり、申立人を含む全員が同じ時期に退職し、B県と一緒に帰省した。」とそれぞれ供述していること等から判断すると、申

立人が、申立期間において、申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人を含む同時期に申立事業所に入社したB県出身者とされる者の全員が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる一方で、申立人を除き、申立人と一緒に退職し帰省したとするB県出身者とされる者の大半が20年8月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失するまで継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認又は推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和19年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、20円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「労働者名簿等の関連書類も無く、詳細は不明である。」としているが、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿での申立人の資格喪失日が昭和19年8月1日と記載され、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿での資格喪失日の記録と一致していることから、事業主が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から20年7月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和19年8月1日から同年10月1日までの期間については、同年6月に施行された厚生年金保険法において、当該期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められていることから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月16日から同年11月16日まで
私は、昭和48年8月にA社へ入社し、現在までの期間において継続して同社B事業所で勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和48年8月10日から現在までの期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿により、A社B事業所は昭和48年11月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、A社は、「当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料の控除を取りやめることは無い。申立人の場合は、当社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和48年11月16日であることから、本来であれば、入社から同日までの期間について当社本社に係る厚生年金保険の被保険者期間として届出を行うべきところ、当社の事務手続誤りにより、同年10月16日で当社本社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失する届出を行ったものと思われる。」旨供述

していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届は、当社での手続ミスである。」旨供述しており、申立事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、A社における申立人の資格喪失日が昭和48年10月16日、同社B事業所の資格取得日が同年11月16日と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正8年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から23年7月23日まで

私は、兵役後、昭和18年4月からA地において、B社の関連事業所が経営する事業所に勤務した。終戦後も当該事業所の命令で同僚及び家族が日本に帰国するための誘導を行い、誘導が終わった昭和20年10月後も召集令状により召集され、C国の捕虜となった。

勤務していたことは間違いないので申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の詳細かつ具体的な記憶、及びD基金のホームページの掲載内容等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA地に所在した事業所に勤務し、C国に抑留されていたことは推認できる。

しかし、B社は、「A地において、当社の関連事業所は存在しない。」と供述しているところ、適用事業所名簿からB社及び同社の関連会社がA地において厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できない上、社会保険庁（当時）も、「A地の事業所を適用した事例は無い。」としている。

また、当時の文献等から、申立人が申立期間当時、勤務していたとする地区には、B社、E社等の母体財閥であったF企業グループの事業所が複数存在していたことが確認でき、F企業グループが、申立人が勤務していたとする事業所を経営していたことがうかがえるものの、F企業グループ解体後の中心企業であるE社は、「日本国外に所在する事業所で勤務する者は、外地で勤務する期間について厚生年金保険に加入させず、日本国で勤務する期間について厚生

年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚は姓のみであるため特定することができず、申立事業所において一緒に勤務していたとする申立人の兄に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、昭和 22 年 10 月の帰国以降の勤務状況について、申立人の記憶は不明確であり、勤務の状況が確認できない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から18年10月まで
② 昭和53年11月から59年3月まで

私は、昭和14年4月に、A社に入社し、同社B事業所に勤務した。途中、師団に徴用されたが、17年4月に復職して同社C事業所で勤務を再開し、18年10月までの期間について同社に勤務した。同社での勤務期間のうち、労働者年金保険法が施行された以降の期間である申立期間①について労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、D事業所を退職後、D事業所の、嘱託として勤務した。当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所名簿において、A社は、昭和26年6月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の人事記録等の関連資料は無い上、当時の事業主、役員等は死亡しているため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、労働者年金保険の加入状況及び保険料控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者について調査したが、申立人を記憶している者がおらず、申立人の当該事業所における勤務実態について確認できる供述

を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立人の妻は、A社の前身であるE社F事業所（B事業所と同一市所在）で撮影したとする集合写真を提出したが、当該写真が撮影された時期を特定することができない上、A社に係る労働者年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D事業所の上部組織及び同組織に勤務していたとする職員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD事業所の嘱託として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D事業所の上部組織は「嘱託は常用雇用ではなく、臨時の雇用であり、規程上、月15日以内の勤務契約を行うこととされており、厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」旨回答している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月から 45 年 9 月まで
② 昭和 45 年 9 月から 46 年 8 月まで

私は、申立期間①については、A事業所の社長に「給料は安いが社会保険の加入がある。」と勧誘され、昭和 40 年 12 月ごろに同社に入社し、45 年 9 月ごろに退職した。

また、申立期間②は、A事業所を退職後すぐにB事業所へ入社し、勤務したと思う。

両事業所において商品の配達の業務に従事しており、詳細な記憶は無いが、厚生年金保険に加入していたと思うので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の事業主及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、「申立期間①当時の厚生年金保険の加入は、希望者のみの加入であった。」と供述しているとともに、同僚は、「申立人は臨時の従業員として採用され、厚生年金保険や雇用保険には加入していなかった。」と供述していることから判断すると、当該事業所は申立期間①当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間①のうち昭和43年1月から45年3月までの期間については国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

一方、申立期間②については、B事業所の当時の事業主の妻によると、「申立人は、当社が厚生年金保険の適用事業所ではない時期に在籍していた記憶がある。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、同事業所は、昭和48年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和48年7月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる7人のうち6人が、当該資格取得前は国民年金に加入しており、そのうち5人が国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、当該5人のうち3人が、「申立期間②においても申立事業所に勤務していたが、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間について給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨を供述している。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 11 月まで

私は、昭和 50 年 3 月ごろから同年 11 月ごろまでの期間において、高速道路のジャンクション近くの現場での業務に従事していた。

雇用されていた事業所は、A 社であったが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人と一緒に業務に従事していたとする同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和 50 年 3 月ごろから同年 11 月ごろまでの期間において、高速道路ジャンクション近くの現場で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人及び申立ての建設現場で申立人と同種の業務に従事していたとする同僚 3 人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、前述の同僚 3 人は、「当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて記憶が無い。」と供述しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて確認できない。

さらに、申立事業所の元事業主の妻は、「平成 13 年 10 月に廃業し、当時の関連書類も廃業と同時に処分した。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらず

ない。

加えて、オンライン記録では、申立人と前述の同僚3人はいずれも、申立期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 31 日まで

私は、高等学校を卒業した昭和 46 年 4 月 1 日から A 県 B 市で開業されていた事業所に従事し、47 年 12 月 31 日までの期間において勤務した。厚生年金保険に加入していたと思うが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする事業所で、昭和 46 年 2 月から 23 年間勤務していたとする同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿から、同事業所が申立期間を含めて、現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、従業員の給与計算を担当していたとする事業主の妻は、「厚生年金保険には誰も加入していなかった。」と供述しており、申立事業所に事務員として勤務していたとする前述の同僚は、「採用される際、事業主から、『厚生年金保険の加入は無いがそれでよいか。』との説明を受け、了解の上で勤務した。別の事務員も、『厚生年金保険には加入していない。』と言っていたことを記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月末日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 10 月末から 43 年 5 月までの期間においてA社に従事したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社に在籍していた昭和 43 年 2 月に地震が発生したこと及び同事業所を退職したとき失業給付を受給したことを覚えている。

申立期間において、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、「昭和 43 年 2 月に発生した地震の時は、申立事業所に勤務していた。」とする具体的な記憶、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同じ昭和 43 年 4 月 1 日であることが確認できる者のうち二人が、「私は地震が発生した時は、A社で勤務していた。申立人は、私より先に就職していた。」と供述していることから判断すると、申立人は少なくとも地震が発生した同年 2 月には申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 15 人に照会したところ、回答のあった 11 人のうち 5 人が、「厚生年金保険は試用期間が経過してから加入したと思う。」と供述している上、当該被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ 43 年 4 月 1 日であることが確認で

きる5人が、「地震が発生した時は申立事業所に勤務していた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、適用事業所名簿において、申立事業所は昭和46年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、代表取締役、取締役及び上司等が全員死亡していることから、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 8 月まで

私は、申立期間において、A市のB社で勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、戸籍の附票及び申立人の勤務内容に係る具体的な記憶から判断すると、申立人が、申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険事業所原簿によると、申立事業所は、申立期間を含めて現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業法人登記簿により、申立事業所が法人登記されていたことが確認できない上、申立人は当時の事業主に係る記憶が無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚と同姓同名かつ同年齢の者は、「B社に勤務したことは無い。」と供述しており、同者とは別の同姓同名の者について調査した結果、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間を確認できる者はいない上、申立人は、当該同僚以外の同僚について氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無及び申立事業所が適用事業所としての要件を満たしていたかどうかについて確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。